

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画(素案)意見対応表

環境審議会委員から寄せられた意見対応

No.	旧版 頁	委員名	意見等の箇所 (記述内容)	意見等	理由	対応案	新版 頁
1	4	長林委員	(2)COD 「…0.5mg/Lで非常に安定して…」	「非常に」を削除する。	「非常に」という言葉は不適切である。	御意見のとおり、「非常に」を削除しました。	5
2	4	長林委員	(2)COD 「…浄化機能の低下やプランクトン等の水生生物の増加が考えられます。」	「水生生物や水生植物等の増加」とする。	「プランクトンの増加」とする根拠はないため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 「…浄化機能の低下や水生生物の増加等が考えられます。」	5
3	6	長林委員	水質浄化のイメージ図について	文章で引用すること。		御意見を踏まえ、関連性が分かるよう水質浄化のイメージ図を「(1)pHの経年変化」の直下に移動しました。	5
4	6	長林委員	水質浄化のイメージ図について	補足説明を入れた方が理解しやすいと思われる。		御意見を踏まえ、以下のとおり追記しました。 「※長瀬川から流入する酸性水が中和される過程で生成される鉄やアルミニウムの水酸化物が汚濁物質を吸着して沈殿する。」	5

No.	旧版 頁	委員名	意見等の箇所 (記述内容)	意見等	理由	対応案	新版 頁
5	13	長林委員	○身近な水質指標について 水深が5mに満たない場合は全透を…	「全透」の意味が不明である。		御意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 「水深が5mに満たない場合は全透を湖底までの水深を…」	14
6	14	長林委員	3 流域の水循環の形成目標について ②水環境保全に必要な水の機能が損なわれず、自然の水循環のバランスが十分に維持されるよう良好な水循環機能の確保に努めます。	「良好な水循環機能の確保に努めます」とは具体的に何を 行うかが明示されていない。		御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「②水環境保全に必要な水量や水質を確保するなど、自然の水循環のバランスが十分に維持されるよう良好な水循環の <u>保全</u> に努めます。」	15
7	29	長林委員	28ページ(2)水辺地の動植物の生息環境の保護・育成について	現状と課題では「湖沼の水位変動が水辺地の環境に影響を与えることがあります」と記述しているが、その対策が施策の内容に盛り込まれていない。		御意見を踏まえ、施策の内容に以下のとおり追記しました。 「湖沼の水位変動が水辺地の環境に影響を及ぼさないよう関係機関と調整するなど適正な管理に努めます。」	30

No.	旧版 頁	委員名	意見等の箇所 (記述内容)	意見等	理由	対応案	新版 頁
8	31	長林委員	(3)流域が一体となった水環境保全活動の推進	現状と課題に上流域の地域住民の責務、そして下流域住民が恩恵を受ける旨記載されているが、流域全体のことを記載することが望ましい。		御意見を踏まえ[上下流…]に係る記述を削除し、流域の連携に係る記述を以下のとおり修正しました。 「 <u>地域住民、関係市町村、関係団体等が湖沼からの恩恵を将来の世代にわたり享受していくためには水環境を保全することが必要であるという共通認識のもとに連携を強化して流域が一体となった保全活動をさらに進めていく必要があります。</u> 」	33
9	33	長林委員	(1)環境教育の推進	指導者の育成が必要と思われる。		御意見を踏まえ、以下のとおり追記しました。 「 <u>地域において環境保全活動に積極的に取り組むリーダーを養成するため、実践的な知識を習得する機会の提供・充実に努めます。</u> 」	34

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画(素案)意見対応表

パブリックコメントで寄せられた意見対応

No.	旧版 頁	意見等の箇所 (記述内容)	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁
1	1	「裏磐梯湖沼」と「裏磐梯湖沼群」の表記について	「裏磐梯湖沼」と「裏磐梯湖沼群」とが混用されているが統一すべきではないか。	御意見を踏まえ、「裏磐梯湖沼」に統一しました。	1 ほか
2	2	計画の性格について (4) この計画は、県民、事業者、県及び関係市町村等が関連する事業を実施する上での具体的な指針となるものであるとともに、地域住民や湖沼の利用者に対しては、水環境保全に関する理解と協力を求めるものです。	猪苗代湖の水環境保全に関する理解と協力を求めるのは地域住民や利用者だけではなく、湖水の恩恵を受けている下流域住民、事業者にも求めるべきである。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 (4) この計画は、県民、事業者、県及び関係市町村等が関連する事業を実施する上での具体的な指針となるものであるとともに、 <u>地域住民や湖沼の利用者及び湖水の恩恵を受ける下流域の住民や事業者</u> に対しては、水環境保全に関する理解と協力を求めるものです。	2

No.	旧版 頁	意見等の箇所 (記述内容)	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁
3	2	<p>計画の性格について</p> <p>(4) この計画は、県民、事業者、県及び関係市町村等が関連する事業を実施する上での具体的な指針となるものであるとともに、地域住民や湖沼の利用者に対しては、水環境保全に関する理解と協力を求めるものです。</p>	<p>かつて日本一の水質を誇っていた湖水の保全を応援したいと思っている全国各地域の市民やNPO法人などに広く呼び掛ける価値は絶対にある。今やインターネットの時代である。</p> <p>この計画の中で猪苗代湖と裏磐梯湖沼群を「国民共有の財産」と位置づけるのであれば是非そうすべきである。</p>	<p>第4章3「D 県民参加による水環境保全活動の活性化」の「(4)水環境保全のための基金の活用」で県内外へ広く情報発信することにより支援体制を強化する旨を記載しておりますが、御意見を踏まえ、第4章2「(5)県民が一体となった水環境保全活動」の施策に以下を追記し、水環境保全活動への支援ばかりでなく自らの参加も広く呼びかけていきます。</p> <p>「猪苗代湖や裏磐梯湖沼の水環境の状況や水環境保全活動について全国に情報発信し、水環境保全活動への参加を広く募ります。」</p>	21

No.	旧版 頁	意見等の箇所 (記述内容)	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁
4	2	計画期間について	<p>計画期間が4年というのはあまりにも短すぎる。現計画との整合もない。</p> <p>長期的観点からの取り組みが必要なはずなのに総合計画となぜ整合を図る必要があるのか理解できない。4年間でCODを半減させるような即効性を持った対策があるというのか。</p> <p>この4年間で少なくとも大腸菌群については、こういう対策をとってクリアする。県民はそんな計画を求めているのではないのか。実現できなかったら誰がどういう責任をとるのか。</p> <p>第一、ランク外となった原因である大腸菌群の目標値さえ設定できていないではないか。</p> <p>多くの県民は大腸菌群さえ何とかなれば相当きれいだと思って少しでも役に立ちたいと清掃活動やヨシ刈りに参加している。そうした県民に対してこの計画は何も答えていない。</p> <p>対策はいずれも長期的観点で取り組んで初めて実現可能なものばかりだ。</p> <p>4年間で実現させてみせるというならその具体的なシナリオを明確に示すべきだ。</p> <p>この計画は、総合計画との整合性をうんぬんする以前に、計画期間と目標と計画内容の間で全く整合性が取られておらず破綻している。</p> <p>どうしても半減させることを目標としたのであれば目標年次は10年後以降、4年とする必要があるのなら目標値は現況値以下。そうしなければ整合性などは取れない。</p> <p>ある程度長期間の計画期間が設定できれば底泥のしゅんせつなどについても検討・研究することが出来、計画内容に盛り込むことも可能ではないか。</p> <p>4年間ではどうしても既存の財政的な制約の中でしか施策は打ち出せなくなる。</p>	<p>「福島県総合計画」、「福島県環境基本計画」及び「福島県水環境基本計画」が描く将来展望や目標年度を共有するとともに、具体的な取組みについては、その成果などを踏まえ、より柔軟な対応ができるよう目標年度を平成26年度としております。</p> <p>また、猪苗代湖のCODの目標値は、県民が一体となった水質日本一を目指す水環境保全活動の共有の目標として現計画と同じ目標値を設定しております。本計画に基づき、これまで取り組んできた施策を拡充、強化することはもとより、県民の力を結集した各種取組みや水質改善に関する調査研究を踏まえた負荷低減対策を進めることにより目標達成を目指すものです。</p>	2
5	16	窒素除去型浄化槽の設置について	<p>窒素・リン除去型の合併処理浄化槽への転換促進は単独処理浄化槽や汲み取り便所だけでなく、窒素・リンの除去機能を有しない旧式の合併処理浄化槽についても促進する必要がある。</p>	<p>御意見のとおり窒素及びリンの除去機能がない既設の合併処理浄化槽から窒素・リン除去型浄化槽への転換を促進する必要がありますが、本計画では、汚濁負荷量の多い単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換を優先して促進することとしております。</p>	17

No.	旧版 頁	意見等の箇所 (記述内容)	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁
6	16	下水道・農業集落排水施設への接続について	下水道、農業集落排水の接続率向上については、単に啓発・指導の徹底だけで実現するのか？具体的に計画期間内に何%にしようとしているのか。明確な数値目標も持たずに漫然と「接続率向上のための指導」などといっても言葉だけではないのか。達成できないのであれば達成できるための対策を考えるべきだ。	猪苗代湖流域の接続率は県平均を下回っており、まずは、接続していない住民等に対する意識啓発が重要であると考えます。市町村と連携しながら猪苗代湖等の水質の状況や下水道等への接続の必要性についてあらゆる機会を通じて啓発し、接続率の向上に取り組みます。	17
7	17	浄化槽法第11条の適正率について	浄化槽法の11条検査は、適正率ではなく、受検率を指標とすべきである。 適正率100%は目標ではなく当然の状態である。こういう当たり前の状況をことさら指標にすると、猪苗代湖周辺では何か素晴らしい水準が実現するかのような誤解を県民に与えかねない。 現況値が100%にならないのは、点検業者のレベルが低いからであって、通常レベルの維持管理が出来ない業者は登録を取り消すとか営業停止処分にすべきである。	浄化槽法第11条の定期検査の適正率は、現計画でも指標として目標値を設定していますが、目標を達成していない状況にあることから、本計画においても指標として設定し施策の進行管理を行っていくものです。 なお、浄化槽管理者に対する研修会を開催するなどして、法定検査の必要性など浄化槽の適正な維持管理の徹底を促すとともに、指定検査機関に対して検査体制の充実を求めていくことにより、浄化槽法定検査の実施率の向上を図ります。	18

No.	旧版 頁	意見等の箇所 (記述内容)	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁
8	17	(2)水生植物の水質改善 ア 現状と課題 「…刈り取り除去し、湖外へ排出させることによって、…」	「…刈り取り除去し、湖外へ搬出することによって、…」とすべき。取ったヨシを「湖外へ排出させる」というのは言葉づかいとして間違い。 この文章だと猪苗代湖が主体となってヨシを湖外に排出するという意味になり、全くおかしい文章になる。「排出させる」ではなく「搬出する」でなければならない。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 「…刈り取り除去し、湖外へ排出させる搬出することによって、水質浄化機能が発揮されます。」	18
9	17	(2)水生植物の水質改善 ア 現状と課題 「…早急に対策を検討していく必要があります。」	北岸部の漂着植物や堆積植物などの汚濁負荷源について「早急に対策を検討していく必要がある」というようなレベルで一体どうして平成26年度の水質改善目標が達成できるというのか。計画期間内に目標達成は絶対できないということを自ら認めているようでは全く計画の体をなしていない。 こういう書き方をするのであるならば、いつまでに検討していつから実施できていつまでにその効果が表れるのか十分検討のうえ目標年次を設定するのが当然である。	湖内の負荷低減対策の課題として早急な対策検討の必要性を記述したものであり、生態系への影響等に配慮しながら枯死水生植物等の刈取りや回収による水質浄化を進めていくこととしております。	18
10	18	イ 施策の内容 「…採取・回収ルールの確立を図ります。」	計画期間内のいつまでに「水生植物の採取・回収ルールの確立」を図り、それを実行に移して何年で目標とする水質水準を達成できると考えているのか。 明確なシナリオがなければこの施策の進行管理はできない。(だから、そもそも計画期間の設定に無理があるのだ)	計画期間当初にルールを確立し、生態系への影響等に配慮しながら水生植物の刈取りや回収による水質浄化を進めることにしております。これらの湖内負荷低減対策や生活排水対策などの流入負荷低減対策を総合的に進め、目標の達成を目指していきます。	19

No.	旧版 頁	意見等の箇所 (記述内容)	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁
11	18	(3) 観光地対策 イ 施策の内容 観光客によるサポートのしくみについて	プレジャーボート対策がやたら詳細なのに比べて「観光客によるサポートの仕組み」はあまりにも抽象的でどのような内容なのかまるで分らない。概念図を用いるなどして、想定される仕組みを例示すべき。 また、観光客のみならず、湖水の恩恵を受けている下流域の住民や事業者、さらには、日本一の水質保全に取り組む流域住民・事業者を支援したいと考えている全国の国民やNPO、環境保全で社会貢献をしたいと考えている企業等が広く参加出来るような仕組みとすべきだ。こういう仕組みを「猪苗代モデル」として世界に発信してほしい。	観光客の水環境保全活動への参加や水環境保全対策経費の負担等が想定されますが、御意見を参考にしながら具体的な仕組みについて関係市町村や関係団体等とともに検討していきたいと考えております。	19
12	19	(4) エコファーマーの育成 と水環境にやさしい農業の 推進 ア 現状と課題 「…農業協同組合や地域ぐるみでの取組支援を強化する必要があります。」	取り組みを支援する主体は「農業協同組合」と「地域」だと言いたいのだろうが、「農業協同組合や地域による取り組み支援」ではなく「農業協同組合や地域ぐるみでの」としているためにおかしなことになっている。「農業協同組合」は名詞だが、「地域ぐるみでの」は連体修飾語であるため、「取り組み支援」という体言で一緒に受けることはできない。 ここは「農業協同組合も地域ぐるみの中の重要な構成員である」という整理で「農業協同組合を含めた地域ぐるみでの支援」あるいは「農業協同組合を中核とした地域ぐるみでの支援」としないと文章として成立しない。	御意見をふまえ、以下のとおり修正しました。 「たい肥等による土づくりや化学肥料・化学合成農薬の低減に取り組むエコファーマーは、流域の販売農家の約6割を占めるに至っていますが、さらに拡大を図るためには、 <u>農業協同組合や農業協同組合等を中核とした地域ぐるみでの取組支援を強化</u> する必要があります。」	20

No.	旧版 頁	意見等の箇所 (記述内容)	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁
13	19	(4)エコファーマーの育成と水環境にやさしい農業の推進 ア 現状と課題 エコファーマーについて	エコファーマーは農作業上あるいは農業経営上高コストであり、単に取組意識の醸成だけでは増やせない。エコファーマーであることが評価され、ステータスになり、経営上のメリットもあるという実感が持てるような支援の仕組みが必要。 猪苗代流域のエコファーマーは、県内の他の地域のエコファーマーに比べて水管理の点でより高度な対応を要求されており、それにふさわしい差別化のある呼称などの評価が必要である。 そして、そうした特別の環境配慮技術で栽培されたコメを差別化した商品名でインターネットなどで販売すれば、「猪苗代湖の水質保全に何らかの形で関わりたい、応援したい」と考えている全国の環境保全意識の高い消費者に喜んで受け入れられるのではないか。	当該地域の販売農家のうち、約6割がエコファーマーとして、水環境にやさしい農業に取り組んでおり、生産された米は、会津ブランド米「会津エコ米」として、「環境保全」、「安心・安全」をモットーに、販売体制が構築されております。 御意見を踏まえ、さらに消費者等の理解の促進に努めてまいるとともに、環境と共生する農業の取り組みを、一歩拡大するため、エコファーマーによる栽培から、より化学合成農薬や化学肥料の使用量が低減される特別栽培等へのレベルアップを推進してまいります。	20

No.	旧版 頁	意見等の箇所 (記述内容)	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁
14	21	(1) 水源かん養機能の高い森林の育成や農地の育成・保全	「森林は・・・健全に維持されることにより、・・・多様な機能を発揮させる役割を有しており、…」とあるが、森林は何に多様な機能を「発揮させる」といいたいのか。多様な機能を発揮するのは森林そのものなのではないのか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 「森林は多種多様な生物の生息地となっており、生態系として健全に維持されることにより、森林資源としての林産物の供給のみならず、県土の保全、水源のかん養及び水質浄化等多様多面的な機能を発揮させる役割を有しており、森林整備等によりこれらの機能を拡充する事が求められております。これらが十分に機能する森林整備が必要です。 併せて、施策の内容についても以下のとおり修正しました。 「森林の多様な機能を十分に発揮させるために確保するため、長伐期施業への転換、針広混交林への誘導など多様な森林整備を進めます。…」	22
15	25	(2) 工場・事業場排水対策の推進	排水基準適合率は本当に5年間で適合率100%に持っていける裏付けはあるのか。単に100%が望ましいからそうしているにすぎないのではないか。そうでないのならば、基準不適合事業所における不適合理由とその理由区分別の事業所数、今後4年間における改善計画の状況を明らかにしてほしい。	工場・事業場の排水基準は水質汚濁防止法等で定められており、本来必ず守らなければならない基準であることから、100%を目標として掲げております。 なお、監視、指導を徹底するとともに下水道等への接続指導や融資制度等の活用による排水処理施設の改善などにより目標の達成を目指します。	26

No.	旧版 頁	意見等の箇所 (記述内容)	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁
16	27	(5) 釣りのまき餌対策や渡り鳥の給餌方法の検討	野鳥からの排泄物による水質汚濁は、白鳥などの渡り鳥のみならず、カワウについても同様である。特に翁島周辺にはカワウの営巣地(コロニー)があり、内水面漁業被害の軽減の観点からも、カワウ保護管理計画に基づく適切な個体駆除が必要である。 また、白鳥への給餌については、鳥インフルエンザ感染防止の観点からも、観光客等による給餌については自粛要請をすべきではないか。	御意見を踏まえ、項目名を「(5) 釣りのまき餌対策の推進や渡り鳥への安易な餌付けの防止」に修正し、記述を以下のとおり修正しました。 なお、御意見を踏まえ、カワウの排せつ物による水質汚濁の影響調査について検討します。 イ 施策の内容 「福島県第10次鳥獣保護事業計画」(平成19年3月)では、野生鳥獣への安易な餌付けを原則禁止していますが、渡り鳥に対する給餌が必要な場合については、食べ残しによる湖等への負荷がないよう啓発に努めます。また、防疫上の観点から、観光客等に対し渡り鳥へ餌付けをすることが好ましくないことについて啓発していきます。	28
17	29	(3) 散乱ごみ・打ち上げごみの撤去活動の推進 イ 施策の内容 「…ごみの撤去を継続的に実施します。」	「ゴミの撤去を継続して実施します。」または「ゴミの撤去を継続的に実施します。」の誤り。	御意見のとおり、修正しました。 「…ごみの撤去を継続的に実施します。」	30

No.	旧版 頁	意見等の箇所 (記述内容)	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁
18	29	(4) 景観と調和のとれた水 辺地の環境の整備	「自然景観に恵まれており」の文章には主語がない。恵 まれているのは猪苗代湖なのか裏磐梯なのか又は両 方なのか？	他との整合性を考慮し原案のとおりとしま した。 なお、この箇所は「猪苗代湖及び裏磐梯 湖沼流域」について記載しております。	31
19	32	(4) 水環境保全のための 基金の活用	イメージキャラクターについては新しい取り組みなので この計画の中で図示して紹介すると良い。	御意見をふまえ、イメージキャラクターを 掲載します。	33
20	37	水環境保全実践行動指針 ●ステップ1 (1) 家庭での取組み	家庭での取り組みに「浄化槽法に基づく11条検査の受 検」を追加すべき	御意見を踏まえ、以下を追記しました。 ◆水質浄化 「浄化槽法に基づく法定検査を受検しま す。」	38